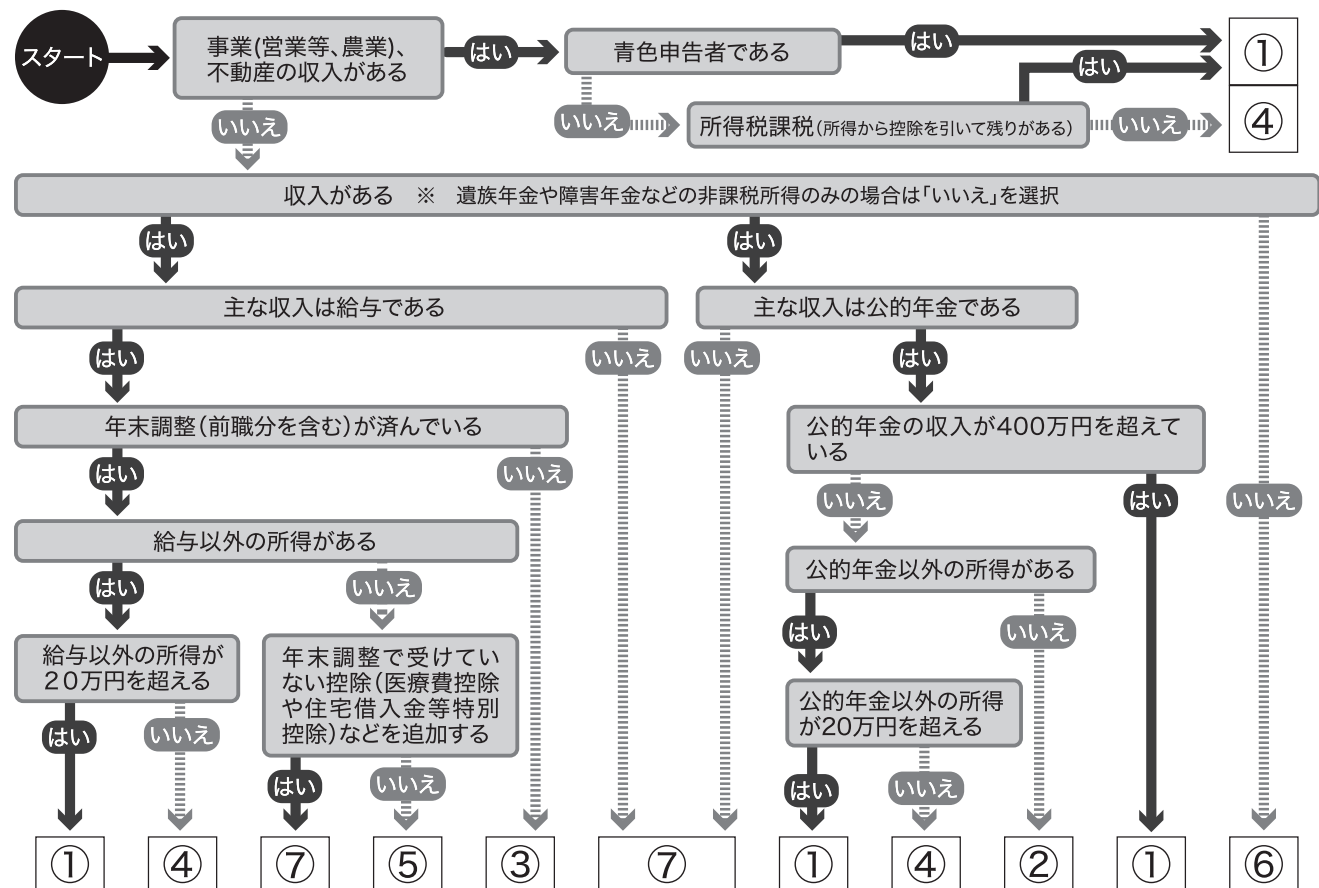


申告の必要があるかどうか迷ったら

フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告の必要はありません。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することにより所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。
※申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。
- ④ 市県民税の申告が必要な場合があります。
- ⑤ 申告不要です。
- ⑥ 申告の必要はありませんが、申告しないと所得課税証明書の発行ができません。
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。



～市の会場でも確定申告できます～

期間中は、市の申告会場で確定申告ができます。申告日程・会場などを市広報2月号・市ホームページに掲載します。
※申告内容によっては、市内では、確定申告を受け付けられないものがあります。その場合は、税務署で申告してください。
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税所得の申告など

～申告をしないと～

- 収入のない方や非課税年金しか収入のない方が申告をしないと下記の事項に該当する可能性があります。
- 同一世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、保険料の軽減が受けられない場合があります。
 - 児童扶養手当の決定が正しくできない場合があります。
 - 国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。
 - 高額療養費を本来の区分で受け取ることができない場合があります。
 - 所得課税証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。

申告が不要な方

○年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)を追加する必要がない。
※市県民税申告や確定申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税の納付、または還付になる場合があります。

申告が必要な方

○事業所得や不動産所得などがある。
○勤務先から、大竹市へ給与支払報告書の提出がない。
※勤務先で年末調整が済んでいない方や、複数の仕事をしている方は、確定申告が必要な場合があります。
○土地、建物などを売却した。
○生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金を受け取った。
※非課税年金(遺族年金や障害年金など)は源泉徴収票が発行されません。非課税年金から天引きされている保険料を、控除に加えるには申告が必要です。

事前準備でスムーズな申告 もうすぐ税の申告が始まります

申告受付期間
2月17日(月)▶3月16日(月)

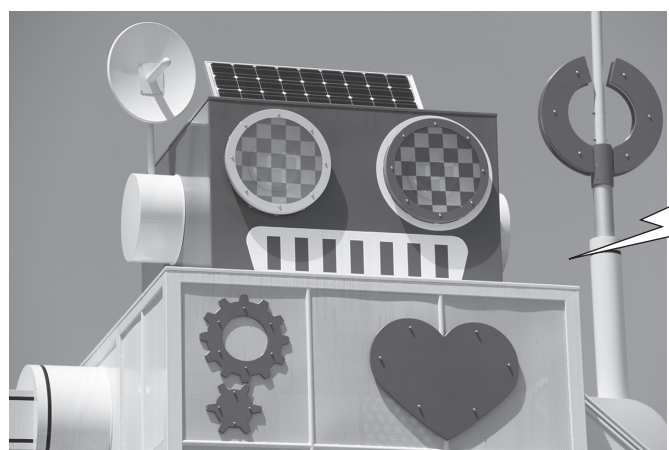
問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128



2月17日(月)から令和元年分の市県民税の申告と所得税の確定申告を受け付けます。令和2年1月1日現在、市内在住で、申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。所得税の確定申告をすれば、市県民税申告は不要です。

申告に必要なもの

- 確定申告の案内が届いた方は、その書類(1月下旬に発送される予定)
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受けた方は、令和元年中に支払われた額の支払証明書(経費などの記載があるもの)など
- 医療費控除などを申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」など
- 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書(収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください)
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
- ※大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載)は、1月下旬に送付予定。
- 非課税年金から保険料が天引きされておられ、申告する方は、市民税務課に問い合わせてください。
- 国民年金保険料の控除証明書など
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする方は、対象者の収入金額が分かるもの
- 申告者のマイナンバーカードか、



シンコク・ジュンビ
オツケーデス力?

マイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの(申告書に控除対象の扶養親族などのマイナンバーを記入。確認書類は不要)
○申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合は必要)
○印鑑など

IDとパスワードで、パソコンやスマホから申告できるー

マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても、専用のIDとパスワードがあれば、e-Tax申告が可能です。

※マイナンバーカードやICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

ID・パスワードは、税務署の職員による本人確認後に発行します。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、早めに近くの税務署にお越しください。

※平成30年1月以降、税務署の確定申告会場などで「ID・パスワード方式の届出完了通知」を既に受け取られている方は、利用できません。お手元の書類で確認してください。

この機会に、できるだけご自身で申告書の作成・提出をー

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、画面の案内により金額などを入力することで、確定申告書などを作成できます。

作成した申告書などは、e-Taxで送信、印刷して郵送などで提出できます。

なお、プリンタがない場合には、コンビニエンスストアなどのプリントサービスで印刷することもできます。



ご自身でやってみませんか 今年の確定申告は パソコン・スマホでー

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829-32-1217

国民健康保険 後期高齢者医療保険の 医療費通知は確定申告で 利用できますー

問い合わせ

保健医療課 ☎592-1441
市民税務課 ☎592-1228
廿日市税務署 ☎0829-321217

医療費通知は奇数月に送付ー
国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんに医療費通知を送付しています。ご自身の治療などにかかった医療費を確認し、健康の大切さや今後の健康管理と医療費適正化に役立てていただくためのものです。

国民健康保険の医療費通知は、奇数月に、11月と12月受診分の医療費通知は、3月下旬に市から送付します。

また、後期高齢者医療保険の医療費通知は、広島県後期高齢者医療広域連合から1年に2回（1月～10月受診分は1月下旬、11月と12月受診分は3月下旬）送付されます。医療費控除の明細を一部省略できますー

医療費通知を添付すれば、医療費

控除の明細書の記入を一部省略することができま。ただし、11月と12月受診分の医療費通知は、送付が確定申告の時期に間に合いません。そのため11月と12月受診分の領収書に記載された金額をもとに、医療費控除の明細書を作成し、添付して申告する必要がありますので注意してください。

医療費控除の明細書に記入した場合は、領収書の持参は不要です。（医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります）

※医療費通知では、広島県外の医療機関を受診すると、医療機関名などが「〇〇県」という表示になることもあります。その場合は、医療費控除の明細書に補記する必要があります。不明な点があれば税務署などにお尋ねください。



※印刷にはアプリのダウンロードが必要ですが、

確定申告に関する一般的な相談はー

確定申告に関する一般的な相談や確定申告書などの用紙の発送は、「確定申告テレフォンセンター」に問い合わせください。

☎0829-132-11217

※音声ガイダンスに従い「0番」を選択してください。

受付期間

1月17日(金)から3月16日(月)まで（土・日曜日、祝日を除く）の8時から17時まで。

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」で検索

控除 障害者 医療費

問い合わせ 地域介護課 ☎59-2144



障害者控除
障害者手帳をお持ちでなくても、次の方は、障害者控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象
市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方

医療費控除（おむつ代）

おむつを使用している方で、次の方は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象
要介護認定を受けており、一定の基準に該当する方で、おむつ代を昨年引き続き医療費控除として申告する方
申請
いずれの申請も地域介護課へ。

固定資産税の償却資産の 申告期限は 1月31日(金)まで

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

1月1日現在で、市内に事業の用に供する償却資産を所有する法人・個人は、資産の多少、異動の有無に関わらず、毎年、期限までに償却資産の申告が義務づけられています。

償却資産申告書を市民税務課に提出してください。

○対象となる償却資産

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産。

構築物、機械・装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具・備品など。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる車両などは申告対象となりません。



申告会場のお知らせ(廿日市税務署管轄)

受付時間 (土・日曜日を除く)

2月17日(月)～3月16日(月)
8時30分～16時 (※相談は9時～17時)

受付会場

【廿日市税務署】
(廿日市市新宮1丁目15番40号)

【[NTTクレドホール]基町クレド・パセーラ11階】
(広島市中区基町6番78号 広島県庁前)

スマホ × 確定申告 進化するスマート申告!

スマホで見やすい専用画面

スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます
令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

| 項目 | 令和元年年分 |
|------|---|
| 収入 | 給与所得(年末調整未済や2カ所以上にも対応)、公的年金など、その他雑所得、一時所得 |
| 所得控除 | 全ての所得控除 |
| 税額控除 | 政党等寄付金等特別控除、災害減免額 |
| その他 | 予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ) |